

告示第 77 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 7 項の規定により、令和 7 年第 3 回太子町議会臨時会（第 514 回町議会）を次のとおり招集する。

令和 7 年 4 月 25 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

1 日 時 令和 7 年 5 月 2 日（金） 午前 10 時

2 場 所 太子町役場 議場

3 付議すべき事件

（1）専決処分したものにつき承認を求めることについて
（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）

（2）専決処分したものにつき承認を求めることについて
（令和 7 年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第 1 号））